

12.5 公害防止管理者制度等

12.5.1 経緯

昭和45年の第64回国会において大気汚染防止、水質汚濁防止、騒音規制など法律整備が進み、公害の規制面が大幅に拡充、強化された。この強化された法律を着実に実行に移すため、事業者側にも応分の公害防止体制を執らせる必要が生じた。このため、昭和46年産業公害の発生源である工場に公害防止組織の設置を義務付け、これによって事業者の公害防止体制の整備を図る目的で「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定された。

12.5.2 特定工場

本制度の対象となる特定工場とは、①製造業（物品の加工業を含む）②電気供給業③ガス供給業または④熱供給業に属す業種であって、大気汚染関係の特定工場は、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素化合物）、硫黄化合物、ばいじん、一般粉じん、特定粉じん等の汚染物質をある規模以上排出するものである。

そして、この特定工場には公害防止管理者（有資格者を充てる）及びこれらを総括管理する公害防止統括者などからなる公害防止組織を設置しなければならない。ただし、従業員数20人以下は不要である。（一定規模以上では公害防止主任管理者が必要）

12.5.3 資格の取得

大気関係の公害防止管理者には大気第1種から第4種までの区分があり、粉じん関係では一般と特定粉じん管理者とがある。これらの資格取得には、いずれも毎年1回行われる国家試験に合格するか、規定された学歴や資格を有する者で関係各省が行う資格認定講習を修了することが必要である。

12.5.4 職務の内容

(1) 公害防止統括者

公害防止統括者の業務は、公害防止業務が、適切かつ円滑に実施されるよう必要な措置を講じ、かつ、その実施状況を監督して、具体的には次の業務を統括管理することである。

ばい煙発生施設設置工場

- ① ばい煙発生施設の使用方法の監視並びにばい煙処理施設及びこれに属する施設の維持及び使用に関すること
- ② 排ガス中のばい煙濃度と排出量の測定及び記録に関すること
- ③ 特定施設の事故時の措置及び緊急時の措置に関すること

特定粉じん発生施設

- ① 特定粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに施設から排出されまたは飛散を処理する施設及びこれに付属する施設の維持及び使用に関すること
- ② 特定工場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度の測定及び記録に関すること

一般粉じん発生施設

- ③ 一般粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに施設から排出されまたは飛散を処理する施設及びこれに付属する施設の維持及び使用に関すること

(2) 公害防止管理者の職務

公害防止管理者の職務は、公害防止統括者の指揮統括の下で、工場の公害防止活動を専門技術的側面から対応することである。具体的業務は工場の種類に応じて次のとおり定められている。

ばい煙施設設置工場

- ① 使用する燃料又は原材料の検査
- ② ばい煙発生施設の点検
- ③ ばい煙発生施設における処理施設及びこれに付属する施設の操作、点検及び補修
- ④ 排ガス中のばい煙濃度又はばい煙排出量の測定及びその結果の記録
- ⑤ 測定機器の点検及び補修
- ⑥ 特定施設についての事故時における応急措置の実施
- ⑦ ばい煙に係わる緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用制限その他の必要な措置の実施

特定粉じん発生施設設置工場

- ① 使用する原材料の検査
- ② 特定粉じん発生施設の点検
- ③ 特定粉じん発生施設から発生し、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに付属する施設の操作、点検及び補修
- ④ 特定粉じんの濃度の測定及びその結果の記録
- ⑤ 測定機器の点検及び補修

一般粉じん発生施設設置工場

- ① 使用する原材料の検査
- ② 一般粉じん発生施設の点検
- ③ 一般粉じん発生施設から発生し、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに付属する施設の操作、点検及び補修

12.5.5 大気保全に関するその他制度

大気汚染公害の防止に関連して、公害防止管理者制度以外に、表 12.5.1 に示す制度が制定され、活用されている。

表 12.5.1 大気保全に関するその他制度

制 度	所 管
(1) 環境カウンセラー（市民部門、事業者部門）	環境庁
(2) 国際環境アドバイザー（専門分野別）	通商産業省
(3) 技術士（環境部門）	科学技術庁
(4) 環境計量士	通商産業省
(5) 作業環境測定士	労働省